

(第一類 第十二号)  
衆議院 第二百一回国会  
安全保障委員会議録 第三回

(第一類 第十二号)

(一三九)

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山内智生君、総務省大臣官房審議官二宮清治君、外務省大臣官房参事官赤堀毅君、外務省北米局長鈴木量博君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、防衛省大臣官房政策立案室総括審議官辰巳昌良君、防衛省大臣官房審議官村岡猛君、防衛省防衛政策局長槌道明宏君、防衛省整備計画局長鈴木敦夫君、防衛省地方協力局長中村吉利君、防衛装備厅長官武田博史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西銘委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○西銘委員長 質疑の申出がありますので、順次  
これを許します。照屋寛徳君。

○照屋委員 共同会派、社民党の照屋寛徳です。

質問の冒頭に、新型コロナウイルス感染により  
お亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを  
申し上げます。また、新型コロナウイルス感染に  
よって今なお入院生活、隔離生活を余儀なくされ  
ている方々にお見舞いを申し上げます。

米空軍嘉手納基地の兵士二名とその家族一名、新型コロナウイルス感染が明らかになりました。きょう現在で、在日米軍人軍属及びその家族の新型コロナウイルスへの感染状況はどうなつておりますでしょうか。基地ごとにお示しください。特に、在沖米軍基地については、基地内居住か外居住かを明らかにしてください。

○鈴木(量)政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、公衆衛生上の観点から、日米合同委員会合意に基づき、米軍施設・区域の医療機関と地元の保

健所との間で、感染者の行動履歴の追跡等を含め、必要な情報共有を行い、感染拡大防止のためには緊密に連携していくことを確認しております。在日米軍関係者が関係した事例についても、米側から適切に情報共有を受けてきております。

また、在日米軍は、米軍関係者が我が国に入国する場合、水際措置を含む日本政府の方針に整合的な措置をしておりまして、入国情後も移動制限の義務づけなどを行っていると承知しております。したがって、公衆衛生上必要な措置をとるに当たって問題はないとして認識しております。

他方、在日米軍関係者の感染に関する個別の事案の詳細を公表することにつきましては、我が国の安全保障や米軍の運用にも影響を与えるおそれがあるということでございまして、それゆえ、関連する情報については、そのような点も考慮し、日米間で調整の上、公表しております。

新型ウイルス感染症対策については、在日米軍と緊密に連携してきており、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○照屋委員 厚労省に尋ねます。

在日米軍人軍属及びその家族らの新型コロナウイルス感染情報の把握、感染者の行動履歴の把握、感染拡大の防止などについて、厚労省としてどのように取り組み、対策を講じておられますか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど外務省からも御答弁ございましたが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、公衆衛生上の観点から、日米合同委員会合意に基づきまして、米軍施設・区域の医療機関と地元保健所との間で、感染者の行動履歴の追跡等を含めて必要な情報共有を行い、感染拡大防止のために緊

○照屋委員 厚労省に尋ねます。  
あるということでございまして、それゆえ、関連する情報については、そのような点も考慮し、日米間で調整の上、公表しております。新型ウイルス感染症対策については、在日米軍と緊密に連携してきており、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。  
以上です。

イルス感染情報の把握、感染者の行動履歴の把握、感染拡大の防止などについて、厚労省としてどのように取り組み、対策を講じておられますか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど外務省からも御答弁ございましたが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、公衆衛生上の観点から、日米合同委員会合意に基づきまして、米軍施設・区域の医療機関と地元保健所との間で、感染者の行動履歴の追跡等を含めて必要な情報共有を行い、感染拡大防止のために緊

密に連携していくことを確認しているものと承知しているところでございます。

在日米軍関係者の感染に関する個別事案の詳細につきましては、日米間で調整の上、公表されることであるため、厚生労働省からお答えすることには差し控えさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、厚生労働省としては、感染拡大の防止のために、地方公共団体ともよく連携しながら必要な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

○照屋委員 次に、河野大臣にお伺いいたしました。在日米軍人軍属及びその家族は、日米地位協定上、日本側の検疫を受けることなく入国し、基地間移動の名のもと、基地内と民間地を自由往来しております。政府が、アメリカや中国、韓国全土、イギリスなどヨーロッパのほぼ全域からの外国人について入国拒否を決めた中で、日米地位協定に基づく米軍人などの自由往来は極めて問題です。

在日米軍人軍属及びその家族の新型コロナウイルス感染状況を正確に把握した上で、当該感染者の行動履歴、海外渡航の有無、国人との濃厚接触などの積極的な情報公開、米軍基地内で働く日本人従業員に対する感染防止措置に万全を期すべきだと考えますが、河野大臣の見解を伺います。

○河野国務大臣 日米間では、米軍人が米軍施設・区域において我が国に入国する場合を除きまして、日本当局が検疫を実施するということになつてゐるわけでございます。米軍施設・区域において米軍人等が入国する場合は米側の検疫手続によることになりますが、こうした感染症が発見された場合には、直ちに日本の保健所に通報が行われるとともに、日米の当局間で対応を適宜協議するということになつております。

また、在日米軍の中でも、この感染症の対応が今厳しく行われているところどころでございまして、日本外から入つてくることに対して、適切に隔離、その他の手續が行われていると承知をしておりま

す。

また、新型コロナウイルスへの対応のため、在

日米軍従業員を含めた関係者に対して、会議の制限、業務・生活必需品の購入時を除く自宅待機といった厳格な衛生措置や、帰國者・感染者・濃厚接触者の隔離措置など、防疫のための感染体制の強化を行つており、適切に対応していると考えております。

その上で、防衛省といたしましては、雇用者の立場から、本年二月以降、累次の機会を捉え、米側に対し、在日米軍施設・区域内で実施される措

置を在日米軍従業員に対しても同様に適用し、その旨を速やかに在日米軍従業員と共有すること、在日米軍従業員が消毒等の業務を実施する場合は、日米間で直ちに情報共有を行うことを含めた緊密な連絡体制を構築をしております。

新型コロナウイルスの、この感染の防止について、今後とも、日米間でしっかりと緊密に連携をしてまいりたいと思います。

○照屋委員 河野大臣、申し上げるまでもなく、沖縄は、在沖米軍が過密にかつ膨大に存在している。そういう中にあって、米軍基地というのは県民生活の中で、いわゆるブラックボックスといふのが、あるいは、余りにもこの軍人軍属、そこはひとつ大臣の指導のもとに、防衛省を挙げて、この新型コロナウイルス対策については、在沖米軍との緊密な連絡、対策をしつかりとつていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

軍由来のものであることは防衛省も認めているところと承知をしております。

私は、その返還跡地も実際に見てまいりました。日米地位協定上、米軍は基地返還時に原状回復補償義務は負いません。私は、本件事案については、基地提供者たる国が、原状回復、若しくは北谷町がこうむる損失の補償措置を講ずるべきだと考えます。

防衛大臣の御英断による早期解決を望むところですが、河野大臣の見解を伺います。

○河野国務大臣 御指摘をいただきました北谷町の上勢頭地区の返還地において地中から廃棄物が見見られた問題については、土地所有者から要請を受けて防衛省が実施した土壤汚染調査により、廃棄物中に高濃度のダイオキシンが含まれることや、自然由来による砒素と鉛を確認しております。ただ、廃棄物が地中深くに存在をしているため、飛散などによる汚染拡大や直接採取による健康被害のおそれはないことを確認したという報告を受けているところでございます。

その上で、この土地はもともと北谷の町有地であつたことから、土地所有者に売却をした北谷町が買い取る方針と承知をしております。防衛省といたしましては、土地の買取りによる損失に対しいかなる補償ができるか、北谷町と協議をしていくことなどでございまして、北谷町や土地の所有者に不利益が生じることはさせないように、防衛省としてもきちんと対応してまいります。

○照屋委員 河野大臣、この返還跡地の上勢頭地区、これはもう長い間原状回復はできない、そして、そこはもともと米軍のちり捨場だった、だから有害物質があることは間違いない。これは防衛省も認めているとおりでございまして、ところが、町長や議長にお話を聞くと、なかなか現地防衛局との詰合いで進展をしない、こういう状況のようですので、ひとつ大臣からも強く指示をして早目に解決しないと、もう当該北谷町が物すごい損害をこうむるのは、それは返還された地主にとても不安でしょがない。そういう状況です

さて、防衛省に尋ねますが、極東最大の米空軍基地、嘉手納基地周辺の浄水場や河川で高濃度の有機弗素化合物 PFOA が検出され、多くの県民が不安を抱いております。沖縄防衛局が二〇一九年に予定していた水質調査が実施されていないようで、米軍の許可が不要な基地外での調査であるにもかかわらず、実施しなかつた理由は何でしょうか。

また、二〇二〇年度予算に調査費は計上されていますのでどうですか。計上されていないのであれば、その理由を明らかにしてください。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、PFOA などに関しまず沖縄県民の方々の御不安の声を踏まえまして、二〇一七年度に防衛省が実施をした嘉手納飛行場の内外を流れる河川の流域調査などの結果をもとに、汚染の全体像を正確に把握する観点から、二〇一八年度及び二〇一九年度に改めて調査の実施を追求してきたものでございます。

具体的に申し上げますと、二〇一七年度の調査では、嘉手納飛行場の外の水質などの調査を実施をした一方で、飛行場の中につきましては、調査方法などに関する米側との調整がつかず、実施ができませんでした。このため、二〇一八年度に改めて予算を計上しまして、米側との調整を続け、さらに、二〇一九年度に予算を繰り越した上で調査の実施を追求をしてきたところでございます。

防衛省といたしましては、河川の水質調査に当たりまして、施設・区域の外に加えまして、施設・区域の中を含めた全体像を正確に把握することが重要であると考えております。そのためには、まず米側との調整を整える必要があることから、二〇二〇年度予算へは計上をしていないところでございます。

しかししながら、この問題に関する国内・国外における取組全体を踏まえながら、二〇二〇年度も

米側と不斷に調整をしていく考えでございます。組んでいく所存でございます。

○照屋委員 河野大臣、この有機弗素化合物の検出問題、これは、多くの県民が怒りと同時に不安を抱いておる。もう大臣御承知のように、人間は歩くダムだと言わわれおりますが、その水源地や河川や、あるいはダムの水が有機弗素化合物によつて汚染をされておる。

去る三月十三日、米国防総省が、米国内の六百五十一の米軍基地や返還地などでPFAによる汚染が認められたとする中間報告書を提出、公表しました。この中間報告書の公表を受けて、河野大臣は去る三月十七日の記者会見で、エスパー国防長官のイニシアチブを受けた最初の一歩だと高く評価をしております。

○河野国務大臣 そういう部分はあるんだろうといふうに思つております。

今、日本側でも厚生省がこういう物質の基準値を定めるということで動いておりますので、我々としても、関係省庁としつかり連携をしながら、このPFOSの問題に取り組んでまいりたいと思つております。また、エスパー国防長官もタスクフォースを立ち上げて、さまざま活動をされておりますので、米側ともそこはしつかり連携をしてまいりたいと思つております。

ただ、これを置きかえる新たな消火剤というものを開発をしていかなければなりませんので、今、日本側の企業にもさまざま呼びかけをして、新しいものを開発をする、そういう協力の要請をしているところでございます。

沖縄の県民の皆さん、あるいは国民の皆様の不安を払拭できるように、防衛省としてもしつかり努めてまいりたいと考えております。

○照屋委員 防衛省の皆さん、そして大臣に申し

上げますけれども、この有機弗素化合物、しかも高濃度なんですね。だから、県民の健康、命の安全に非常に危険であります。そこら辺は、防衛省全に非常に危険であります。

さて、防衛大臣に伺いますが、二〇一三年一月に、沖縄県内四十一市町村長と県議会の代表者、市町村議会議長らが、米軍普天間飛行場の閉鎖、撤去、県内移設断念、同飛行場へのオスプレイ配備撤回を求めて安倍総理に提出した建白書が歴史をたたえます。

私は、二〇一四年以降、質問主意書や当委員会における質問で、沖縄の現代史を考察する歴史文書として建白書を国立公文書館で永久保存されることを強く求めまいりました。

河野大臣、改めて、英断するに至った背景や理由について御説明ください。

○河野国務大臣 今お話をありましたこの建白書は、翁長前知事が那覇市長時代に主導されて、沖縄県内の全四十一市町村長や全市町村議会議長等が署名され、二〇一三年一月に安倍総理宛てに提出されたものと承知をしております。

防衛省といたしましては、このような経緯や内容、活用状況を踏まえまして、建白書の原本は、国の歴史などに関する重要な情報が記録された文書であることから、歴史公文書等に該当すると判断をし、独立行政法人国立公文書館へ移管するということといたしました。

防衛省から公文書館への移管は、本年四月一日に完了しております。

具体的な日付はまだ未定でございますが、なるべく早く公開できるようにお願いをしてまいりたいと思います。

○照屋委員 今、河野大臣から御説明をいただきました。この建白書の公文書館への移管につきましては、照屋委員から、これまでたびたび御指導いたいでいるところでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

○照屋委員 今、河野大臣から御説明をいただきました。この問題は、私が二〇一四年以降、質問主意書や委員会質疑等でしつこくしつこく取り上げてまいりましたのは、あの建白書、これを単なる行政文書として廃棄をしてしまってはいけない。これはやはり沖縄の現代史を考える上で非常に重要な文書であります。よかつたと私は思います。

その一方で、やはり建白書に込めた沖縄の民意、ウチナーンチュの思いが、いまだに過密な基地沖縄の現状の中で実現をしていない。これは大変問題であります。やはり大臣におかれでは、この沖縄の過重で過密な米軍基地の存在、そして、今進められている辺野古の新基地建設の問題等々、大変な問題がありますので、そこら辺はこれからも、建白書の精神が一日も早く実現できま

すように、沖縄県民の期待に応えていただきたいと思います。

最後に、外務大臣にお伺いをいたします。日米両政府や沖縄県、そして基地所在市町村などで構成される米軍人軍属等による事件、事故防止のためのワーキングチーム会合が、二〇一七年四月の第二十五回を最後に三年近く開催されおりません。この間も米軍人軍属による事件、事故が沖縄で多発しているのは公知の事実であります。なぜ開催されていないのでしょうか。外務省は、ワーキングチーム会合開催は必要ないとの認識でしょうか。大臣の見解を尋ねます。

○茂木国務大臣 米軍人軍属によります事件、事

とでございますが、こうした措置を行つた上で、國民の皆様への利用に供される予定でございます。

照屋議員が御指摘の、事件、事故防止のための協力ワーキングチーム、CWTもそうであります。が、それに限らず、具体的な再発防止に係ります関係者間の協議も含めて、平素から日米間のあらゆるレベルで、さまざまな機会を通じて米側とのやりとりを行つてきているところであります。

例えば、昨年十一月十三日には、在沖縄米海兵隊と沖縄防衛局、沖縄県警、沖縄県庁、そして外務省の沖縄事務所の五者によります飲酒事案防止のための会議が行われ、建設的な議論が行われたと承知をいたしております。

CWTの次回の開催については、現在、関係者との間で調整を行つてゐるところであります。CWTの件、事故の再発防止策が着実に実施されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○照屋委員 外務大臣、やはり沖縄で米軍人軍属の事件、事故というのは本当にもう枚挙にいとまがない、多発をしている、こういう現状でございますので、せつかく外務省沖縄事務所も置いてあるわけですから、私は、もっともと外務省が沖縄で発生する米軍人軍属の事故に対しても十分な対応ができますように、米軍との密接な交渉、あるいは、時によつては米軍を厳しく叱りつける、そういうふうな態度で臨んでいただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

○西銘委員長 次に、本多平直君。

○本多委員 本多平直でございます。立憲民主党の本多でございます。共同会派を代表して質問をさせていただきたいと思います。

私からも、ちよつと急な通告になつたので、余り細かいことは聞きません。河野大臣にお伝えをしたいことをお伝えをさせていただきたいと思います。コロナの問題でございます。

午前中に院内テレビで、外務委員会で共産党の

穀田委員の質問、渡辺政務官がお答えをされていましたと思うんですが、私、これを聞いて、政務官からも後でお聞きをいただいたり、議事録も見ていただいたらありますけれども、せっかく直接お伝えをする機会があるので、私からもお願ひをしたいと思いました。

質疑を聞いておりましたら、「たかなみ」にはPCR検査の施設もないということです。クルーズ船の一連の動きを見ていても、船というのは非常に厳しい環境、感染症にあっては厳しい環境であるということは皆さんもお気づきだと思いますが、クルーズ船には個室がある、しかし、軍艦には、基本的には皆さん、二段ベッドのようになつていて、個室ではないという中で、私は軍のセオドア・ルーズベルトも大変な事態になつていて、司令官の方がその情報を上司以外の方に伝えて今処分をされているなどという話もありますが、そういうことをせざるを得ないぐらい切実な状況が、それも「たかなみ」とは比較にならない大きな、巨大なセオドア・ルーズベルトといふ空母でも、そのような事態が起つていています。

そしてまた、防衛省の方にお聞きをしますと、この「たかなみ」は、七日から十日海に出て、そして三日港に入つて休養や補給をする、こういう大口一括契約で活動されているということがありますけれども、オマーンなんかどこか、皆さんおつしやいませんけれども、例えばオマーンに着いたときに、オマーンも今感染者が出ています。中東、イランとの人の行き来があるところは大変危険な状況になつています。十日海の活動をしておりたときに、今どういう態勢になつていて、お聞きしませんけれども、外出禁止は禁止で厳しいと思います。ストレスがたまる状況だと思います。外出したらして大変危険だと思います。

こういう状況下で、大臣とは意見を異にするわけです。中東派遣について、私たちにはするべきではないと思ってずっと議論をしてまいりました

し、大臣は、調査研究は要るんだということでやられておりました。野党から言わされたから何とかというふうに全く関係なく、御検討いただいた方がいいと思うんです。

世の中、オリンピックも国際会議も延期や中止が相次いでいる中で、今この自衛艦、いろいろな事情の中で、私もわかるんです。アメリカに言われば、つき合わなきやいけない部分もあるという苦渋の判断の中で「たかなみ」の派遣ではあつたんですねが、世の中がこうなつているときに、そしてまた、こういう護衛艦、非常に危険な、万が一起つたらすぐ広がる、インフルエンザにしてもそれが広まりつつあります。そういう中で、ジブチの基地、あるいはPSC、どうするかというのは、今さまざまなケースを想定をして、プランA、B、CからプランZぐらいまで、プランZといふのは撤収ということになろうかと思っております。ジブチに例えばフランスの病院があつて、万が一のときにはそこへお願いをするという話をされいました。

こういうときに、我々が言つたあれは要らないとか、あれはだめだという意見とは全然また別な状態ではないということもずっとおつしやつていています。そして今すぐタンカーを守る状態ではないといふことでもつとおつしやつていてます。まさに寄港地も被害が及んでいる地域なわけで、そこに寄港しながらこの活動を更に何ヵ月、そして次の船を送つてまた四ヵ月、そこに隊員を置くということが本当に正しいのかどうかということを、ぜひちよつと一度考えていただきたいというお願いをしたいと思って來たんですが、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 おつしやることはよくわかります。今、「たかなみ」、「はるさめ」、どうするか、私の頭の中の優先順位の、かなり上方にあります。今はまだ、外に出でないけれども、外に出でないといふふうに考えております。

また、万が一、ぐあいが悪くなつた人を隔離す

る部屋はござりますので、何かあつた場合には隔離をいたしますが、先ほどのセオドア・ルーズベルトの話を見につけ、船での感染症がいかに危険かというのは、これはよくわかつておりますので、「たかなみ」、「はるさめ」、どうするか。それから、今、ジブチの中でもコロナの感染症が広まりつつあります。そういう中で、ジブチの基地、あるいはPSC、どうするかというのは、今さまざまなケースを想定をして、プランA、B、CからプランZぐらいまで、プランZといふのは撤収ということになろうかと思っております。ジブチに例えばフランスの病院があつて、万が一のときにはそこへお願いをするという話をされましたが、これは、ジブチの中で広まれば、当然そこで受けができるかどうかということは状況が変わるのでござりますので、日々そうした状況を確認しながら判断をしなければいかぬと思つております。

ただ、問題は、例えば海賊対処行動、今、海賊の件数は極めて低い数になつておりますが、原因となつてゐるソマリア近辺の貧困の問題は解決をされおりませんし、恐らく、これからアフリカでコロナウイルスの感染症が蔓延することになりかねないと思っております。そのときに、海賊に万やむを得ず打つて出るのか、どうなるのか、そこはよくわかりません。

我々が引いてしまつて、ほかの国もそれなら引いてしまつたときに海賊がまたばつこすれば、当然日本の物資の輸送にも影響が出ます。また、オマーン湾の方では、日本の輸入原油の九割がここを通つてゐるわけでございまして、今いろいろな国がそれぞれのイニシアチブで、そこを、シーレーンをきちんと守ろうということでやつていて中で、日本だけ帰りますというのがいいのかどうかということも当然あると思いますので、おつしやつていることはよくわかりますし、そこは非常に難しい問題だと思っています。そこは日々見ながら、しっかりと判断ができるようにしてまいりたいと思っています。

○本多委員 大変いい答弁をいただいたと思いましたので、ぜひ、これ以上、今すぐここでどいう話ではないと思うのですが、決断をされるとしたら、こうしたことは、もちろん引くといふことでも、大変、一度出している政府としては、他国との関係いろいろある、地域の問題があると思うのですが、簡単ではないと思うのですが、どうせやるなら、何かが起こり始めてからとか起つてからでも、早く決断の方がいいことがあると思います。それで、ジブチのお話もされましたが、ジブチの方にある、一定の地域に果たす役割、私もジブチに行つて見てまいりましたけれども、それと今回中東での調査研究はまた若干違うと思いますので、ぜひ賢明な検討と御判断をいただければと思っています。

中東派遣についてちょっと、もう少しお話しの前に、コロナの関連をもう一問、外務大臣にお聞きをしたいと思います。

先ほど照屋議員からもお聞きをしました、米兵の行動に対するルールでございます。万といふ数で、正確な数は外務省も知らないということになつてゐるわけですが、数万いらっしゃる米兵、そして、場合によつては、基地間の移動で入つてくると、検疫のルールを超えている。そして、お聞きをしますと、例えば特措法、これが、緊急事態が発令をしても、その対象にはならない。日本の法制からは一つ外れたところで、米軍を信頼をして、きちんと協定を結んで情報提供はされるというようなことは当然されているということはお聞きをしましたけれども、しかし、ある種、ルールが違う、米軍独自のルールでやつてているということです。

ちよつとミクロに、大変ミクロで恐縮なんですが、けれども、例えばこういうケース、アメリカで、外国から戻つてきたり十四日間は今基地内にいてねというルールにしているそんなんですが、実は、そのルールがかかる前に外国から戻つてきて、三日ぐらい自由に行動をしていて、基地の外に出た可能性もあるわけなんです。この

方が感染が明らかになつてゐるんです。例えば、この方の場合、どこから来たのか。普通はアメリカやないかと思うんですけども、例えば休暇で韓国に行つていたとすると、もう既に帰つてきた日付は、日本のルールでいうと十四日間の自宅待機の期間に当たるんです、この嘉手納で見つかった方ですね。

これは、例えば、ちゃんとこの米兵さんは日本のルールに従つた行動になつてゐたのかどうかということを、ちょっと大変ミクロで恐縮なんすけれども、確認を。ルールのはざまになつているのじやないかということあります、いかがでしょうか。

○茂木國務大臣　ちょっと質問の趣旨、もう一回、細かかつたので、もう一度正確に教えていただいてよろしいですか。

○本多委員　嘉手納で感染が明らかになつた米兵の方がいらっしゃいます。この方は、お二人いらっしゃるんですけれども、どこからいつ帰国したか、我々には明らかになつていません。それから、もう一人の方は、どこから十日間に自宅待機なんですよ。だから、これは日本

のルールに当たつていないんですけれども、本当に韓国から入国した者に対して、既に十四日間の移動制限、これは義務づけられています。さらには、空港から自宅等への移動についても、非公共交通機関の利用、日本の場合は勧告で

されないと承知をいたしております。

○本多委員　私はきちんと事務方に通告をしておるんですが、大臣にきちんと伝わつてないようなので、余りこれのことをこれ以上詰めませんが、実は、アメリカはアメリカでルールをつくっている。日本は日本でルールをつくっている。ただ、この米兵の方、アメリカのルールには従つているけれども、日本のルールでいうと本当は自宅待機しなきゃいけなかつたんじゃないかという

ケースがあり得るんじゃないかという指摘をしていました。

○本多委員　嘉手納で感染が明らかになつた米兵の方は、いらっしゃるんですけれども、どちらかといふと、この米兵の方は、アメ

リカはアメリカでやつていますから大丈夫ですといつても、特に沖縄なんかの方はたくさんの方が基地の外にも出ているわけで、住民の方も大変不安に思うと思うんですね。

だから、こういうこともあるので、しっかりと米当局とそこはすり合わせをして、厳しいルールの方で対応してもらうようにしないと、それはアメ

リカはアメリカでやつていますから大丈夫ですといつても、特に沖縄なんかの方はたくさんの方が基地の外にも出ているわけで、住民の方も大変

思つたことがあるので、茂木大臣とちょっと議論をしたいと思います。

米国政府は、当時、一月冒頭、イランとアメリカが大変緊張関係になつたときに、イランの革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害をいたしました。この問題について、茂木大臣は、これは自衛権とアメリカは言つてゐるけれどもどうなんだといふのが会派の質問に対してもう一つ、それがアメ

リカはアメリカでやつていますから大丈夫ですといつても、特に沖縄なんかの方はたくさんの方が基地の外にも出ているわけで、住民の方も大変思つたことがあります。茂木大臣とちょっと議論をしたいと思います。

本にも入つてこられない、こういう状況であると、いふことは御理解ください。

○本多委員　そのことは私もわかつてゐます。三月の中旬のちょっとしたすき間にそういうことが起り得たということを指摘をしておきたいと思います。

さて、茂木外務大臣ともう一つ、ちょっと質問

をしたいと思います。

一月十七日に、この委員会では中東派遣について集中的に審議をしていただきました。私も質問をしたんですが、その際、私の前に先輩議員が質問をしたときに、ちょっとこれはいかがかなと思つたことがあるので、茂木大臣とちょっと議論

をしたいと思います。

米国政府は、当時、一月冒頭、イランとアメリカが大変緊張関係になつたときに、イランの革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害をいたしました。この問題について、茂木大臣は、これは自衛権とアメリカは言つてゐるけれどもどうなんだといふのが会派の質問に対して、当事国ではないの

でお答えできないという答えをしたんですね。そのとき、我が会派の議員は、クリミアのときは、ロシアとクリミアの紛争なのに、国際法違反と明確に局長が答えていたんですね。これはちょっと

ダブルスタンダードじゃないか。

つまり、当事国じゃないからそのことについて判断しない、この言いわけをされると、いや、全部しないのならわかりますよ、ロシアとクリミアのこともわかりませんと言つたんだつたらわかるんだけれども、アメリカとイランのことだけわかりません、ロシアとクリミアのことはロシアは国際法違反です。これでは、当事国じゃないから答えないというのはやはり理由にならないと私は思つたんですが、いかがでしょうか。

○茂木國務大臣　個別の事案については今初めて聞きましたのでありますが、三月十四日以降、米国を含むあらゆる国から入国した者に対して、既に十四日間の移動制限、これは義務づけられています。さらには、空港から自宅等への移動についても、非公共交通機関の利用、日本の場合は勧告で

十分把握する立場にないことから、法的な評価について確定的なことを申し上げることは差し控えたいと。

その上で、米国はどう言つてゐるかといいますと、国連安保理議長宛てに提出した書簡では、既に発生した武力攻撃に対する自衛権の行使として行つたものと米側は説明をしています。

一方、ロシアのクリミア併合につきましては、日本政府としては、南シナ海の状況を始め、力による一方的現状変更の試みには一貫して反対してきています。また、ウクライナの主権と領土の一体性、この観点から、ロシアによるクリミア併合は国際法違反であり、認めない、こういう立場を行つたものと米側は説明をしています。

○本多委員　そのように正確に答弁をしていただければいいのですが、大臣は、直接の当事国では申し上げられない。事実関係はわからないといふことをはしまつて答弁をされているんですね。

こんなことをしたら、この安全保障委員会で議論できなくなるので、国際関係で起こつてることを、我が国が関係していることにしか議論ができるかもしれませんので法的評価について確定的なことはありません。事実関係はわからないといふことをはしまつて答弁をされているんですね。

このことをはしまつて答弁をされたので、非常におかしいと思つたのでも、今の答弁をしっかりと今後も踏襲をしてください。

「ロシアのクリミア併合が、私は、国際法違反だというのは全く大臣と同じ考え方でありますし、そういうことはいいんですけども、何かについて

答えないときに、それは日本が関係ない、第三国間のことだから答えないということを言い始める

といふのは全く大臣と同じ考え方でありますし、そういうことはいいんですけども、何かについて

答えないときに、それは日本が関係ない、第三国間のことだから答えないということを言い始めるといふので今は申し上げられない、こういう言い方をきちんとしていただければ今後はいいと、そう

いうふうにお願いをしたいと思います。

統きました。もう一問、ちょっとと通告している順番と大きく違つんですが、中東派遣のことを一つ片づけてしまいたいんです。

私は、中東派遣についてずっと問題意識を持つつおりました。行つても、実はタンカーを守れる

ケースは非常に少ない。海上警備行動を事前に発令したとしても、突然発令したとしても、たまたま近くにいる場合とか、そういう場合しか日本のタンカーを守ることはできないし、実際に法的にもできることが限られているということで、非常に問題があると言つてきたんですが、もう一つ。

たくさんある論点の中の一つの、四十七隻しかない護衛艦のうち一隻をここに送る。既にジブチにも一隻行つている。それぞれの船は交代の必要がありますから、四ヶ月たつたら、一ヶ月、港に戻るために、その間は行く船と来る船が重なつて、日本近海からは二隻護衛艦が、四十七しかな

る。これは、厳しい予算の中でやつとふやしていられる護衛艦のうち二隻が同時に日本の近海を離れるために、その間は行く船と来る船が重なつて、日本近海からは二隻護衛艦が、四十七しかな

ります。

これは、ジブチもそろそろおやめになつたらしいんじやないか、中東は必要がないんじやないかと思つてゐるわけですよ。

国内業務というか、日本近海の守り、これに関する影響が、四百隻持つてゐるんだつたら四隻ぐらい出てもいいんですけど、四十七しかない中で、ね、船ですと。

こういうことについて私は問題意識をずっと持つてまいりましたところ、海上幕僚長さんが、何かとんでもない記者会見をして、船を出すので国内の業務量を削減するということを記者会見でおつしやつてゐるんですね。何を削減されちゃうんですか、これ。

○河野国務大臣 艦隻数、後で確認しますけれど

も、恐らく四十八ではないかと思います。それは

順番と大きく違つんですが、中東派遣のことを一後で調整をあれます。

四十八の非常に限られた船の中で一隻出すといふことは、交代時に二隻そっちの方に船が出る

ことは御指摘のとおりでございます。海上自衛隊、そんなに余裕があるわけではありません

ので、業務量がふえれば、その分どこかにしわ寄せが参ります。日本の警戒監視あるいは弾道ミサ

イル防衛といふところに影響を及ぼすことはできませんので、今回の場合は、教育訓練の船繰りを精査をして、警戒監視などに影響が出ないよう

に、そこはいろいろと船の取り回しをしているところでござります。

そういう状況ですから、ジブチの海賊対処と中東の情報収集の交代が重ならないようにとか、そ

ういう船繰りのことはしつかり考えながらやってまいりたいと思つております。

○本多委員 よかつたんですけど、その答え

の対応であるとか、そうしたことによる影響が出ない

のは当たり前なんですか、この海上幕僚長

さんの、山村幕僚長さんの記者会見は、実質的に使える船が、これは山村さんの発言じゃないで

すね、何かの通常国内でやる業務を削るということについても検討中、これだけ言つて、この報道

を見たら、これは誤解を招きますよね。弾道ミサ

お聞きをしたいと思います。

報道によりますと、参議院で予算が通過した直後に、陸幕、天下りあつせんか、防衛省将官級百人超を調査という報道が出てまいりました。

皆さん記憶されているかどうかわからないんですけど、二〇一七年には文部科学省においても規

模な天下りのあつせん事件が発生をしました。あのときは、一月に明らかになって、調査をするといつて、三月が終わつた後、またこれも予算が終わつた後に報告をされるということで、当初は、予算委員会などでも連日この問題になるぐらい大騒ぎになつたんです。ところが、森友学園問題、総理が総理をやめると言つたあの発言前後から森

友学園の問題が大きくなりまして、すっかりこの問題も余り大きく報道されない中で、文部科学省、一定の処分をして終わつたわけですが、相変わらず、あれだけ大きなことがあって、この件では事務次官も辞任をしていています。

こうした大きなことがあつたのに、引き続き、陸上自衛隊でこのようなことが行われていたといふのは大変残念であります。今どういう状況で調査しているのか、大臣、お答えください。

○河野国務大臣 自衛隊法に規定する再就職等規制に違反する疑いがあるとして調査が行われるのは事実でございます。

この件につきましては、国家公務員法第百六条の十六の規定に基づきまして、内閣府再就職等監視委員会に違法行為の疑いにかかる報告を行いました。

そのところ、国家公務員法第百六条の十八第一項の規定に基づきまして、内閣府再就職等監視委員会から、任命権者である私による調査の要求が参りました。この内閣府再就職等監視委員会は、

防衛省において調査班を組織するに当たり、違反行為に一切関与がないメンバーとするなど適切な人選を行うことを防衛省に求めた上で、任命権者が

行つて、コロナのこともあるてなかなか議論できませんけれども、この発言、私としては一

つ問題ではないかなということで取り上げさせて

いただきました。

ただ、教育訓練というのも、実は自衛隊に

あります。そこで、中東派遣の問題、ずっとほかのテーマ

がありませんして、コロナのこともあるてなかなか議論できませんけれども、この発言、私としては一

察官により構成した再就職等問題調査班を私のものとしに設置し、調査を行つてゐるところでございま

す。厳正に調査を行つた上、調査が終了次第、速やかに結果を公表するとともに、再発防止策を含め、必要な措置をとつてまいりたいと考えております。

○本多委員 まず取つかかりのところから行きた

いんですけど、その内閣府の再就職監視委員会は、そこが防衛大臣に調査をしろと求めてきたんですか。その前に、まず防衛省から報告しているわけですね、こういうことがありそだということです。

○河野国務大臣 今回の問題は、物的な証拠によるところが非常に大きいということが、事案の性質上、ならざるを得ません。そのため、この調査の端緒あるいは時期、期間といったものにつきまして、これは調査が終われば全部公表いたしますが、今の時点で、聞き取りを行つて当たる前にこうしたことを探し上げるのは調査を妨げる

ことになりかねないという指摘がございますので、調査が終わり次第これは完璧に公表いたしますが、今の時点は差し控えさせていただければと思つております。

○本多委員 別に個人名とか、そういうことを聞いているわけではないのですが、こういう行動の中でもわかつたぐらいの答弁はしていただけないんですかね。

なぜかというと、きょう私、文科省天下りが発覚した直後の二〇一七年一月二十六日の予算委員会の議事録を持つてきてるんです。河野大臣、

その当時大臣じゃないですけれども、質問に立たれて、「今回の文科省の天下り問題の発覚のきっかけとなつたは何だつたか、手短くお答えいた

だきたいと思います」と質問しているんですよ。私のもとで、隊員の経歴を有しない法曹資格者、弁護士などである防衛人事審議会再就職等監



んですから、問題ございません。しっかりとやりました。

○本多委員 期待しますよ。だけれども、しっかりと我々にも、この問題を、ちゃんと情報を、先ほど大臣、途中で言いましたので、調査が終わる前でも出せる情報は出すということだったのですが、しっかりと情報を出しながら、これは省庁だけでやつても限界があるんですよ、やはりいろいろな。

この弁護士さんだけの事務方は誰がやるんですか。厚労省のあの統計不正のときとかは、一応、外部の人を入れたっぽくやっているんだけれども、全部官房長の人が事務回して、我々はこんなのは信用できるのかとなつたんですけども、事務局はどこがやるんですか。

○河野国務大臣 事務局は内局がやるんだそうですが、そこはおかしなことにならないようになりますが、そこはおかしなことにならないよう、私がしっかりと監督します。

○本多委員 大臣への信頼関係だけで全部信頼しるというのは、ちょっと、そんなわけにいかないんですよ、我々立法院としては。

まず、調査班に、少しでも本当の、防衛省でふだんから、非常勤とはいえ、防衛省から給料をもらっていない人を入れる考えはないですか。

○河野国務大臣 そこは、しっかりと状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

○本多委員 大臣の意気込みプラス、こんな小さな入り口で、別に、だうて文科省でさえ入れたんですよ。大臣からしたら、とんでもないと、いろいろな発言をされていますけれども、あのだめ役所の文科省、こういうことを言うと怒られるんですね。いろいろだめな不祥事がたくさん発生している文科省でさえちゃんと外部の人間を入れてやつたので、ぜひちゃんと調査していただきたいと思うんです。

それで、実はもう一点あります、これは実は、あつせんは今しちゃいけないということになつてているんだけれども、大臣はこのときも問題意識を言つているんですよ。そもそも、だから、

自民党がやつたあの天下りの法改正がよかつたのかといふことなんですね。五年、二年ルールをなされたわけです。五年間やつていた職業と関係の我々は反対したのに変えて、あつせんがなきやいんだよということにしてやつたわけですよ。ところが、あつせんしなきや本当に、五年間いろいろな發注を出していた部署の人間が、ここにもたくさん出でていますけれども、三菱重工とか、そういう軍需品を受けている会社に天下りをしていいのかという問題が一つあるんです、もう一つ。

これは、今の法律では正しいけれども本当にそんなどいいのかということで、実は我々野党は、去年、余り誰にも注目されなかつたんですけども、これは大臣、ぜひ参考を見ていただきたいんですけれども、こういう予備的調査、衆議院の調査局を使って、全省府の天下りした人間、合法的に天下りしているけれども実は前のルールだつたらだめな人、つまり、五年関係した部署から発注を受けている、そういう会社に天下つた人を、赤いリストで該当というのを出したんですよ。

私も、これはもらつて部屋にあつたんすけれども、今回やつと見て、いやいやいや、金融庁は四二%も該当しているんですよ。財務省も六〇%も、前のルールのままだとできなかつた天下りを平気で、あつせんがないからといつしていります。

○河野国務大臣 実は、この調査のときに、防衛省に関してだけは、特別公務員なので調査するのを忘れちゃつたんです。だから、防衛省だけないんですね。

○本多委員 ただ、この調査もしていただきたいんです。なぜか。仲間に言つていただきたいんですよ。なぜか。仲間に言つていただきたいんですよ。なぜか。

うことを事務方が言つていてるそんなんですが、それはまさに、また例によって国会閉じてからバターンだと思ふんですね。それは何とか勘弁していただけないですか。またほとぼりが冷めて、臨機応変に対応してもらいたいのです。これが該当するかどうかを防衛省にしっかりと調べてもらうといふんです。それが单なるミスで、防衛省だけ抜けちゃつたんですよ。特別公務員なので、調査のリストから漏れちゃつたのです。

改めて、うちの国対などにもお願いをして、会派で相談をして、防衛省の分も調査をかけて、多分、その調査局の人たちが大変なことになると思うんですけども、しかし、リストはもうあるわけです。これが該当するかどうかを防衛省にしっかりと調べてもらうといふ調査を、いずれできればお願いをしたいなど。理事も、ぜひお願いをしたいと思います。

これは、そちらでやつた調査とあわせて突合をしていきたいなと思っていますので、ぜひ、こういふ観点もあると。それは大臣も、大臣になる前に委員会などで言つていて問題意識と近いところがあるので、まずは今回の調査に集中をしていただきたいと思います。

それで、大臣、調査のめどですね。これはお出しでもらわないと、きょうは私、帰るわけにいかないんですよ。これだけ何も言つてくれないんです。よ、あの文科省のときと比べても。それで大臣は、私に信頼しようと言うので、まあ、ちょっとと認め議員みたいになつていてるんですけどもね、今。しかし……(発言する者あり)よろしいですか。

いや、この期限はちょっと、大臣も、済みません、このときの予算委員会の大蔵の議事録がすばらしいので、これに倣つて言うと、当然ですけれども怒つていてるんですよ。河野さんは、そんな時期でいいのか、もつと早くやれとおつしやつていません。だから、まあ、ある程度ほかの人より信用しているんですよ。私は、ただ、スピードも

ういう関係先との天下りが大量に防衛省はあるんじゃないかと私は思つんすけれども、いかがですか。

○河野国務大臣 私としては、まず、今行つていいことなどなんですね。五年、二年ルールをなされたつもりはございません。

○本多委員 通常国会が、延長がないと思うんで、何となく。我々に審議の余地を与えていただける間には結論を出していただけますか。

○河野国務大臣 どれだけの調査量になるのかまだわかりませんので、それはまだ何とも申し上げられません。そこは私がしっかりと見ます。

○本多委員 うちの理事には、筆頭には七月といふことを事務方が言つていてるそんなんですが、それはまさに、また例によって国会閉じてからバターンだと思ふんですね。それは何とか勘弁していただけないですか。またほとぼりが冷めて、臨時国会もいつかわからない。このことについて議論できないぢやないです。

ゼひこの国会中に、我々が審議できるときまでに調査をして、少なくとも中間報告みたいなものに出していくだけませんか。我々、これだけ、何の情報もないんですよ。規模感も。それをきょうお話しして、少なくとも、できれば本報告が欲しいですよ。なぜか。なぜか。なぜか。

○河野国務大臣 調査が進み次第、どれぐらいのスピードで行われるのかということは、きちんと把握をしていきたいと思つております。

○本多委員 もちろん時間がかかる調査もあるんですよ。しかし、ずっとやられてきているんですよ。稻田報告書、閲電報告書、調査していますか。

○河野国務大臣 会が閉じた後に出てくるというパターンを繰り返して、行政監視の、そして我々は我々で調査しますよ。本当に関係先なんぢやないのかといふことを。しかし、出てきてからそれを突合する、国会が閉じている、これじややはり困るのです。

私は、河野大臣、ここまで天下りの問題、大臣になる前からやられていた方で、それが残念ながら、自分が担当している省庁で出てしまつたわけですよね。だから、まあ、ある程度ほかの人より



予算と比較して二十三億円の増額となつておると、いうものでござります。

それから、御指摘のサイバー防衛隊も含むサイバー関連部隊の定員は約五百八十名から約六百六十名に増員するほか、さまざまなシステムネットワークの充実強化、A.Iなどの最新技術の活用に係る事業を行うこととしておることでございます。

諸外国との比較の御指摘でござりますけれども、これにつきましては、各國の軍のサイバー関連部隊が具體的にどのような任務を担つているか明らかなでない部分も多いことから、一概に単純に比較することは困難でございますけれども、その上で申し上げれば、例えば、米国につきましては、サイバー任務部隊を六千二百人規模にする計画であるということ、それから、二〇二一年度米会計年度の国防予算要求におきましては、サイバー関連活動に九十八億ドル、これは日本円にいたしますと約一兆七百八十億円に相当します。韓国におきましては、二〇二〇年度国防予算におきまして、サイバーに関連いたしまして三百八十三億ウォン、これは日本円で二十六億八百八十五万円だというふうに思つてございますけれども、そうしたものです。

それから、英國については、五年間で、二〇一六年から二二年で十三億ポンド、千八百二十億円を充てているというふうに承知いたしております。

防衛省・自衛隊といったしましては、サイバー防衛隊や各自衛隊のサイバー関連部隊等の拡充等によりまして、サイバー防衛能力の抜本的強化を図つてまいりたいというふうに考へておる所存でございます。

○重徳委員 まあ、一言で言えば、国際的に比較するとまだまだという水準だと思います。

防衛省・自衛隊は、サイバー攻撃、実際には年間百万件ぐらい受けているという数字もあります。近年では、企業とか官公庁、例えば三菱重工とか高速増殖炉「もんじゅ」、金融機関、あるいは

衆議院、参議院も攻撃を受けているということなんですねけれども。

大臣にお聞きしたいんですが、5GとかIOTとか、これからどんどん狙われる、サイバー攻撃のリスクが高まつてくるわけあります。情報流出のリスクはもちろんですけれども、原子力施設とか電力施設とか医療、金融システム、こういうものが破壊されたら、これは大変な混乱になつてしまります。武力攻撃に近いような有事とも言えると思いますが、まず、基本的なこととして、こういった事態、これからこの社会の変化というものをどう見通しておられるかということについてお答えください。

意を持つて侵入されれば途方もない被害が社会的にも経済的にも起こり得る、そういうことになろうかと思います。

自衛隊も、陸空を総合運用していく中で、さざまなものがネットワークでつながり、情報のやりとりがある。中で、やはりシステムに侵入を許すということは、いわば人間で言う中枢神経が侵され、きちんとコーディネーションする

ことができないという事態にもなりかねないわけ  
でござります。

まつてくるわけですから、一つにはそこに入れさせないということ。もう一つは、万が一侵入を許したときの復元力を高めていく。あるいは、システムに依存しない部分、アナログの部分と言つてもいいのかもしれません、そうしたものを感じておいて、いざというときには最悪それで対処できてる、そういう部分を残しておくということはこれ

からも必要になつてくるのではないか。

で以上に結ばれるようになった場合のリスクといふのは非常に大きくなると思っております。

○重徳委員 大臣は今、主に自衛隊の運用への影響を中心にお話しされましたけれども、これは社会全体のリスクということでもありますので、それが有事というふうに受けとめられる面があるん

じゃないか。また後ほど質問したいと思いますけれども。

けでもなく、本当に国民生活の隅々まで5G、IOTといふものの影響が及ぶ、変化が及ぶわけでありますので、どこにでもリスクがあり得る、こういう社会になってくるんだと思います。こういったことを備えて、二〇一四年こなイ

バーセキュリティ基本法が制定されまして、その法律をちょっと見ますと、目的の中にも、経済社会の活力とか、持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現と並んで、国際社会の平和

及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする、こういう法律なんですね。この法律の制定と同時に、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCと言われますけれど

N I S C という存在が、こういった安全・保障も含めた観点で、国民生活、経済システムをどういうふうに守っていくのかということについて、お尋ねします。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。  
今委員御指摘のとおり、二〇一四年にサイバー  
セキュリティ基本法が制定をされております。政  
府におきましては、この基本法に基づいて、サイ

バーセキュリティ戦略本部のもとにサイバーセキュリティ戦略を閣議決定をしております。これも御指摘がございましたが、経済社会の活力の向上、国民の安全、安心の実現とともに、我が国の安全保障への寄与、これらの施策を進めておりま

具体的には幾つかの対象を定めておりますが、す。

まずは政府機関等に関しましては、セキュリティー水準を一定以上に保つための対策の基準の策定、監査を通じて取組の実施状況の把握、必要な助言、不審な通信の監視、このようなものを実施をしております。それから、社会全体、社会経済に大きな影響を与えるような情報通信、電

力、金融といった十四分野の重要なインフラに関しては、行動計画なるものを策定をいたしまして、安全基準の指針の整備、官民での情報の共有の促進、演習による対処能力の向上等の取組を実

さらに、昨年四月には改正基本法を施行いたしました。被害組織等から他の組織への迅速な情報の共有によりまして、サイバー攻撃があつた場合、同様の手口による被害の拡大を防ぐところ、

官民の多様な主体による新たな情報共有体制としてサイバーセキュリティ協議会を組織をしております。これまで各組織に散らばって存在をしておりましたために早期に共有がされておりませんで

した機微な情報を、徐々に組織の壁を越えて、今、共有し始めているところでございます。 サイバー空間におきましては、先ほどこれも御指摘がございました5G、IoTといった技術の

進展が非常に早いといった特徴がございます。また、攻撃者が優位とされるという環境もございますことから、今後とも、継続的に全省庁で連携をいたしまして、我が国のサイバーセキュリティーの確保につながりと取り組んでまいります。

○重徳委員 全体的にはそういうことだと思いま  
すが、一つ、観点としてサイバー防衛というの  
は、攻撃を受けたとか、あるいは被害を受けてか  
ら情報を共有するということ以前にやるべきこと

があると思うんですね。それは、サイバー攻撃を受けそうな場所はどこかと。そして、更に言うと、脆弱かどうかということをやってみると、ことをして、どれほどサイバー攻撃に対し堅固なシステムになっているかということを確認しない

きやいけないということだと思います。だけれども、それを政府がやろうとすると、不正なアクセスじやないかとか、通信の秘密が守れないじやないかとか、そういう話にもつながつてくると思うんです。

具体的に言うと、総務省が所管するNICTと

いう今度は組織がありますね。この法律であります国立研究開発法人情報通信研究機構法という法律が平成三十年五月に改正されまして、NOTICEという取組が始まっているんですよ。略語ですけれども、NOTICE。これは、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIOTの機器、ルーターとかウェブカメラとかセンサーとか、こ

ういったものを特定して利用者に注意喚起をする、こういう仕組みなんですね。その手法として、インターネット上でアクセスをして、ID、パスワードを入力しちゃうわけですね。それで侵入するわけです。

だけれども、これは大丈夫な行為なのかということがありますよね。これは大丈夫だそうなんですが、なぜ大丈夫なんですか。不正アクセスとか、いろいろ法に触れるような行為じゃないといふのは、どういう仕組みになつていてるんですか。

○二宮政府参考人 お答え申し上げます。  
ございますけれども、NOTICEの取組は、インターネットを介しまして、機器にIDやパスワードを入力をして、当該機器を利用可能な状態にするものでございまして、不正アクセス行為に該当し得るものでございます。

しかしながら、本調査は、電気通信役務の円滑な提供や不正アクセス禁止法が目的といたします電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪被害を未然に防ぐために行うものでございまして、目的の正当性が認められているところでございます。

このため、先生御指摘の平成三十年五月に改正をされました国立研究開発法人情報通信研究機構法におきまして、総務大臣が認可をしたNOTI

CIEの調査の実施に関する計画に基づいて、同機構がパスワード設定に不備のある機器を特定するために行う行為につきましては、不正アクセス行為から除外をされてございます。したがいまして、不正アクセス行為には該当しないところでございます。

それから、そのほかのお尋ねということで、通信の秘密の関係かと思いますけれども、これについて申し上げますと、電気通信事業法第四条第一項におきまして、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」と規定をしてございますけれども、具体的には、通信当事者以外の第三者が通信の秘密に該当する情報を知り得、窃用又は漏えいすることが禁止をされているところでございます。

NOTICEにおいて行う調査におきましては、パスワード設定に不備のあるIOT機器に付しまして容易に推測可能なパスワードを入力するものでございまして、当該IOT機器と第三者との間の通信の内容等を知得、窃用又は漏えいするものが、なぜ大丈夫なんですか。不正アクセスと秘密の侵害には該当しないというふうに考えてございます。

なお、調査の結果、注意喚起の対象となるものにつきましては、サイバー攻撃に悪用されるおそれの極めて高い機器でございまして、これに早急に対処しなければ、利用者にとっても社会経済にとつても悪影響を及ぼすものでございますので、国民の御理解をいただいているものと承知をしてございます。

○重徳委員 要するに、総務省がやっていることにはそこまでなんですね。つまり、未然防止といふ目的だからいいんだ、それから、通信の内容をとどめるようなことじやないのでいいんだ、こういう理屈なわけです。

ただ、これだけではサイバー攻撃を未然に防ぐため、先生御指摘の平成三十年五月に改正をされました国立研究開発法人情報通信研究機構法におきまして、総務大臣が認可をしたNOTIとはできないんじゃないか、その通信の内容まで把握をするということまでやらないとインテリジェンスとは言えないんじゃないか。

だけれども、やはりどうしても法律の限界があつて、ハッカーの情報を収集しようということは、サイバー上のことで、例えはマルウエア、ウイルスですね、そういうものを作成をしたら、刑法で、ウイルス罪、禁止されているんですね。それから、不正アクセス行為といふ法律もあって、法的な課題をクリアしていくかないと、この脅威に対するインテリジェンスというものができないじやないか、どこが弱いのか、誰が攻撃しようとしているのか、これがわからないんじやないかと思うんです。

そういうことも含めてサイバー防衛の専門家の方々にはやつていただきなきやいけないと思うんですけど、その辺、実際のインテリジェンス活動において法律上の限界を感じたりしませんか、河野大臣。

○河野国務大臣 自衛隊の情報収集活動は、関係法令の範囲内で行つているところでございます。

将来的に法令上のさまざまな問題が生じるようなことがあれば、当然に国会で御議論いただくことにならうかと思います。

○重徳委員 さらに、もう一つ厄介なことを言えば、最終的には、自衛隊、自衛権の発動につながり得るようなことも起こり得ると想定すれば、サイバー攻撃の攻撃元がわかつたとしても、更にやはり、防衛権、自衛権の発動というのは、国際法上、國、國準と言われる国家又は国家に準ずる組織がその背後あるいは当事者である。にあるといふことがわからなければならぬ。つまり、やつてきているところにどこかの国の意思が、國又は國準の意思があるということも特定できなきやいいけないという手のものだと思ふんですけど、このあたりはどのように御認識されていますか。

○河野国務大臣 サイバー攻撃の場合、相手もさまざま偽装してくるわけございますから、実際にどこがサイバーの攻撃元なのかというのを特定するのは非常に難しいんだろうと思います。それ

す。

攻撃元が判明をしたときに、そこの意思をどうするかということは、これは、サイバーのことだけでなく、さまざまな情報を総合的に判断をして、相手の意思というのをいかなるものかというのを判断しなければならないと思つておりますので、サイバーの世界あるいは現実の世界、双方のインテリジェンスを有機的に組み合わせるということが最後は求められるようになると思います。○重徳委員 ちょっと抽象的な御答弁ですけれども、次回もうちょっと詳しくやれればと思います。

その一方で、去年四月、サイバー攻撃について、2プラス2、アメリカとの間で、当時、河野大臣は外務大臣でした、防衛大臣は岩屋大臣でございました、先方はポンペオ国務長官とシャナハン国防長官代行だったわけなんですけれども、その2プラス2の結果、当時の岩屋防衛大臣がこうおっしゃいました。サイバー攻撃が日米安全保障条約五条の定める武力攻撃に当たる場合があり得ることを確認した、サイバー空間における日米共同対処の可能性を明確にするもので、抑止の観点から極めて重要だと。これは新聞記事に基づくコメントなので少々要約されているかもしれませんけれども。

これは改めてどういうことを言つてているのか確認したいということと、もう一つ、安保法制、平和安全法制といふんですか、における存立危機事態にサイバー攻撃に起因することも含まれ得るという解釈でよいかどうかということについて御答弁願います。

○河野国務大臣 昨年四月の2プラス2会合では、領域横断作戦のための協力として、サイバー分野における協力を強化していくことで日米で一致をいたしました。この方向性は、具体的な協力を進めていく上で、両国共通の基礎となると考えております。

具体的に申し上げますと、サイバー攻撃が安保条約五条に言う武力攻撃に当たる場合があること



の行動履歴の追跡等を含めて必要な情報共有は日米間で行われております。感染拡大防止のために緊密に連携していくことも確認しております。在日米軍関係者が感染した事例についても、米側から適切な情報共有を受けてきております。  
したがいまして、公衆衛生上必要な措置をとるに当たっては問題はないというふうに私どもは考えておるところでございます。  
他方で、公表につきましては、これは日米間で調整の上、公表されることになるわけでございますけれども、その際には、安全保障上米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、そういうことを踏まえまして対応するということにしておる次第でございます。

○屋良委員 先ほど河野大臣もおっしゃつておりましたけれども、アメリカが適切に対応していると。多分、日本国内ではできないぐらいの対応しているとすれば、彼は臨機応変に対応するだろう、しかし、彼らは管理しやすいじゃないですか。だから、一つ司令官が、命令一下で部隊は動くものだと言っていると私は思っているんですね。基地だからかも、日本の中では私たち一般の生活をしている國民よりも規制の厳しい中でやられているだろう、というのは容易に想像ができるわけなんですね。

現に、司令官の指令、お達しの中では、レストランに行つてもテークアウトしなさいとか、買物に行つても必需品だけを買う、通勤する間だけを移動しなさい、基地の中にいても勤務先に行くんだよと。シフトを変えて出勤日を調整して、多くの人と接触しないような、そんな工夫をしているというふうに聞いております。

であれば、そういう情報をみんなに共有すればいいんじゃないとか私は思いますね。そうすることによって安心が生まれるじゃないですか。まあ、ちゃんとやっているんだな、日本の特措法以上な対応をしているんだな。そういうふたつのことをやっているのが大きな意味での安全保障につながるんじやないかと思うんですけども、大臣、その辺、どう思われますか。

○茂木国務大臣 先ほどご来答弁をさせていただいだ  
ておりますが、平成二十五年の日米合同委員会合意に基づきまして適切な通報等々が行われております。

同時に、在日米軍につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、そして水際対策について、厳格な措置が実施をされているところであります。

一つは、米国を含むあらゆる国から入国した者に対しても十四日間の移動制限の、これは義務づけられています、勧告ではありません。それから、空港から自宅等への移動について、非公共交通機関の利用の義務づけです。さらには、米国防省の定める四段階の健康保健体制の中で上から二番目のレベルC、これに引き上げての、不必要的外出の制限、そしてまた、会議、訓練、行事の制限や中止等の厳格な衛生措置が実施をされていくと考えております。

こういった通報の制度、また米軍がとつております措置、これによりまして、検疫上の大きな問題が出るとは考えておりません。

○屋良委員 テレビでは、毎日、感染者が見つかった場合には、当該自治体の長あるいは担当者が記者会見などをして現状を報告するわけですね。

基地の中でのフェイスマスクだけでの発表では、果たしてこの人の濃厚接触者がどのぐらいの範囲なのか、あるいは基地の中で働いている人たちは恐らく接触していたかもしだれ、そういう情報も全くわからないし、行動履歴も出てこない。将校クラスの人になると、家族連れで、家族とともに赴任ってきて、子供を地域の学校に行かせている家庭もあるわけですね。そういうふうな地域の中で住んでいるアメリカ軍の関係者、そこでの感染者が出たとしたときの対応をもう少しオーブンに公表すべきじゃないでしょうか、情報を。

今、国会では、もうぎりぎりの対応だ、ぎりぎりの状況に来ているんだ、そこで持ちこたえている状況だというふうに、国民に対しては、注意喚起、そして緊張感を持って生活していくという

ふうに呼びかけている中ですよ。  
先ほど来、基地の中はブラックボックスになつてゐるかも知れないとか、基地に対しては、アメリカ軍に對しては日本の国内法は適用されないからだとか、そういつたことじや、今の状況を、一緒にこの難局を乗り越えていこうというふうなことを呼びかけている中で、一方、地位協定上、会同委員会合意だとか、アメリカ軍の安全保障上の理由だとか、そういうふうなことで情報が出てこないというふうなことであると余計に不安をあおってしまう。

感染症法では、国と都道府県に対し、予防に資する情報を積極的に公表しなければならないといふふうな義務づけをしているわけですよ。だから、それは在日米軍であつても誰であつても、この国に在する人たちに對してはそのような努力を呼びかけていく必要があるんぢやないかと思いますけれども、重ねて、大臣、お願ひします。

○茂木国務大臣 通報の制度、それから米軍がとつていてる措置につきましては先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。

そして、各自治体等が発表しておりますいろいろな、感染症の確認者等々、基本的には、どこでクラスターが発生するか、こういつたことを考えて、その拡大防止という観点から行つてないと考えておりまして、今、少なくとも米軍の基地内において、そういう状況にあるとは認識をいたしておりません。

○屋良委員 それであるなら、それも積極的に公表すべきだと私は思ひます。症例があそこで一件出ました。ここで二件出ました。それで、まあ太丈夫ですというふうなことで、どれだけの行動履歴があるのかもわからない、男女別もわからぬ、い、年齢もわからない、わからない尽くしだと、その周辺で生きている人たちはそれは不安ですよ。

その辺もうちょっと、一般常識だと僕は思います、常識に沿つた対応をやる。それは多分、在日米軍も拒否するはずがないと思うんですね。その

地域不安に追い込むようなことを、彼らがつて  
それは避けたいはずでしょ。そういうた対応を  
僕はやはりやるべきだというふうにお願いしたい  
ところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。  
所信の中で、両大臣とも、我が国を取り巻く安  
全保障環境は厳しさと不確実性を増しておりとい  
う言葉をお二人とも使われておりましたが、その  
安全保障環境という言葉の定義を両大臣にちょっと  
とお伺いしたいと思います。お願ひします。

○河野国務大臣 安全保障とは、一般的に、外部  
からの侵略などの脅威に対し、外交政策、防衛政  
策等を駆使して、国家及び国民の安全を保障する  
ということを意味しているんだろうと思いま  
す。これに含まれる具体的な範囲といえば、外  
交、防衛に限らず、経済、技術など、さまざま  
分野に及ぶんだろうと思つております。それはあ  
らく文化とかそういうことについても言えるんだ  
ろうと思います。

この安全保障をめぐるさまざま国際情勢を安  
全保障環境といふうに呼んでおります。

○茂木国務大臣 概念としての安全保障、これは  
今、河野大臣の方から答弁があつたとおりであります。認識は同じにしております。

そこで、安全保障環境といった場合には、こう  
いった概念としての安全保障をめぐる国際情勢、  
そして地域情勢、さらに技術革新等、安全保障に  
変化をもたらす要因、こういったものを意味して  
いると考えております。

○屋良委員 最近議員になつた一年生が、何か当  
たり前のようなことを聞いていいなと、もしかして  
たら思っているかもしれませんけれども。  
実は、この間、勉強会がありまして、防衛省の  
方がいらっしゃつて、我が国の安全保障環境につ  
いて説明なさると、プリントを持って来ていただき  
て、中身を見たら、中国とロシアと北朝鮮によ  
りて、軍事情勢がつたわけですね。これは軍事情勢じやな  
いですかということを聞いたたら、そうですと。だ

一四

けれども、軍事情勢というのは安全保障の一要因でしかない、今大臣がお話しになつたように、一要因でしかないんだけれども、どうも日本では安全保障とイコール軍事という概念が一般化しているんじゃないのかなというふうな問題意識で、この質問をさせていただいたんです。

説明する資料を探してもらつたんですけどね、それは見当たらなかつたということなんですよ。なので、安全保障つて、どうもその定義が曖昧なんだなというふうな気がしております。

これは、防衛省の中では、多分、一般化とか、当然のことだ、当然の認識だといふう思つてゐるのは、防衛大学校の教科書に「安全障学入門」という本があります。その第一章、「全保草の概念」、第一頁、「普遍的定義の次如

ら、例えば、防衛白書においては「一九九二年に初めて登場した、「冷戦後の安全保障環境」という節のタイトルとして使われた」ということだ」をいます。

国会会議録検索システムを使っていただいて、国会では、じや、いつごろからこの安全保障環境という言葉が使われたのかとということを調べていい

ただいたら、一九七一年五月三十日の内閣委員会  
だったそうです。この年の五月十五日というの  
は、コモリの運営といふところ。  
— 11 —

は沖縄の復帰の年なんですね。五・一五で、  
そんな昔に、福田赳氏外務大臣が、国際情勢の  
変化を説明する文脈で使って、こう述べました。

私は、今米軍が日本に駐留しているこの形は、我が国として好ましい形じゃないと思います、自衛力を増強して、米軍はできる限り引き下がつても

らしいといふやうなことをおっしゃつていま  
す。すぐに引き下がれといふことではなくて、そ  
して、

われは、自衛隊の増強と米軍駆逐の関連性を説明されながら、こうおっしゃっています。我々をめぐる安全保障環境の変化、そういうものに応じなが

らこの条約の運営というものを考えていく、これが私は面面の課題じやあるまいかといふうに考えていられるといふうに説明されました。

その後、この言葉が国会の中で登場するのは一九八七年まで待つんですね、十五年間。会議録

で散見されるようになつたのは一九九〇年代後半になつてからなので、それほど古いものではない。

国会図書館、蔵書とか、電子データベース、インターネット資料で安全保障環境の定義について

説明する資料を探してもらつたんですねけれども、それは見当たらなかつたということなんですよ。なので、安全保障つて、どうもその定義が曖昧なんだなというふうな気がしております。

これは、防衛省の中では、多分、一般化とか、当然のことだ、当然の認識だといふふう思つてゐるのは、防衛大学校の教科書に「安全保障入門」という本があります。その第一章、「安全保障の概念」、第一項、「普遍的定義の欠如」あるんですね。全く定義がない、普遍的な定義ありませんよと。それはなぜかとすると、その全保障という言葉を使う人の価値観、世界観に与するからであると。しかも、時代や状況によって、状況が違つてくるので安全保障という言葉持つ意味が変わつてくるよというふうなことを聞いてあります。

私は、個人的に何でこれにこだわつてゐるかいうと、それは、基地問題を考える上でも重要なポイントになるからじゃないかなというふう思つてゐるんですね。

一般的に安全保障というと日米安保体制がすに想定されますけれども、これは体制であつてシステムであると。基地をどこに置くかというのと違う態勢。英語で言うと、日米安保体制はシステムであつて、基地をどこに置くかというのはボチャー、態勢。だから、米軍再編のことをデフェンス・ポスチャー・レビューといふふう言つてゐるわけですね。

今回、米軍再編で沖縄の海兵隊をばさりと太平洋地域に分散配備する、それはポスチャーの変であつてシステムの変化ではないと。だから、一米安保体制というのは維持しながら、ポスチヤは変えることができるということを今回の米軍編は証明してくれてゐるのではないかというふうに考えております。

い  
ま  
す。

例えば、海兵隊が沖縄に一番多いですけれども、海兵隊が、沖縄に基地がなければ私たち仕事ができませんよなんて弱気を吐くはずがないん

すね。世界一、展開力、即応力があつて、緊急展開を旨とするというか、おはことする部隊が、特定の場所に基地がないと私たち仕事ができませ

なんといふことは言つねばもないといふうな気がしております。

そこで、先ほど照屋委員が題白書のことをおしゃっておりました。照屋委員も、河野大臣の其断によって国立公文書館に所蔵されることの運び

になつたというふうに大変高い評価をされておましたけれども、これは歴史文書、歴史的な公文書という位置づけがなされるであろうと。しかし

し、問題は、まだ歴史になつていないと。お配りした資料の一なんですけれども、これは、つい最近私が撮影した、普天間飛行場のすぐ

近くにある普天間第二小学校の運動場です。この木々の向こう側、写真の一番上の方、これが普天間飛行場です。これはクリーム色ですか、これは

がシエルターということです。何でそれがあつたかというのは、もう多くの方が御承知だと思いき

すけれども、ヘリコプターの窓枠がこの小学校のグラウンドに落ちた、だから、小学生たちはヘリコプターの機影、オスプレイの機影を見たときには

このシェルターに駆け込まないといけないといふ、そんな状況がまだ続いている。だから、歴史はできよいといふことはないのです。

それで、去年の暮れに防衛省が発表した、普丁間代替施設、辺野古埋立てが今後十二年間続き

すということを明らかにしたんですけども、この十二年間の危険性の除去というのは果たしてどのようにお考えなのかということを御説明ください。

い、お願ひします。  
○河野国務大臣　日米同盟の抑止力の維持と普  
通飛行場の吉糸生余去を考慮合つたとき、刀工

間移設の危険性を考慮する場合、それがかかると古移設が唯一の解決策であり、この方針に基づいて着実に工事を進めていくことこそが、普天間開

行場の一日も早い返還を実現し、その危険性を除去することにつながります。この普天間飛行場の返還による危険性の根本的な除去を一刻も早く実現するため、辺野古移設に向けた工事を着実に進めていきたいと考えております。

また、政府としては、移設までの間ににおける普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題であるという認識のもと、成果を積み上げてきていました。

具体的には、空中給油機十五機全機の岩国飛行場への移駐や、オスプレイの沖縄県外への訓練移転等を実現しています。さらに、普天間飛行場が有している緊急時の航空機受け入れ機能については、築城基地の滑走路延長を除く施設を整備の後、新田原基地及び築城基地へ移転する予定です。これらの施設は二〇一二年までに整備を進めています。

政府としては、辺野古への移設を待つことなく普天間飛行場の危険性の除去を進めるために、引き続き、できることは全て行うという姿勢で全力を尽くしていく考えでございます。

○屋良委員 大臣、日米同盟の維持と抑止力の維持、これはシステムの話であって、ポスチャードはないはずであります。

現実の問題として、この写真の状態がこれから十二年、一日でも早いということを今大臣はおっしゃいましたけれども、これが十二年これから続くんですね。そうすると、これから十二年間、一日も早いということを政府は繰り返し繰り返し答弁なさらないといけないことになるんですよ。

これは、どなたかが責任を持つて対応策を考えないと、十二年、この子たち・シェルターに駆け込むということを、私たちは、この国は許していいんでしょうか。これはちょっと、どうも、なぜこれが許されるのかということが根本的な疑問としてあつて。

政府は、いろんな機能移転の中で、オスプレイの飛行訓練の一部を佐賀空港に持っていくという努力をなさいました。試みをなさいました。で

も、それができなかつた。これは何でできなかつたんでしょうか。もし御存じであれば御説明ください。

○西銘委員長 コンパクトにお願いします。

○梶道政府参考人 海兵隊によります佐賀空港の利用につきまして、二〇一四年七月二十二日、当時の武田防衛副大臣が佐賀県を訪問した際に、当時の佐賀県知事、古川知事に対しまして、陸自のティルトローター機部隊の佐賀空港への配備、それから、自達原駐屯地に配備されている陸上自衛隊ヘリコプター部隊の佐賀空港への移駐、さらに、沖縄の負担軽減のために米海兵隊が佐賀空港を利用することを政府としても視野に入れているということについて説明をいたしました。

米軍オスプレイの沖縄県外における訓練などが専ら佐賀空港に集中するといった懸念や誤解などをいたしたことから、その後、二〇一五年十月二十九日の当時中谷防衛大臣の佐賀訪問の際に、自衛隊機の配備、移駐とは切り離す旨を御説明し、米軍オスプレイに関する從来の要請を一旦取り下げることとしたという経緯でございます。

○西銘委員長 屋良朝博君、時間です。

○屋良委員 分散移転については非常に反対があつて、政府が進めようとしている沖縄の基地の負担軽減が実現しないままに来たというのは、まがいもない歴史上の事実でございます。

そうすると、安全保障は大事だ……

○西銘委員長 時間です。

○屋良委員 わかりました。

安全保障は大事だ、抑止力を維持しようという割には、維持していく覚悟がこの国にあるのかどうかが沖縄の問題を通して問われているものだと思います。

時間が來たので終わりますけれども、更に今後とも議論を続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○西銘委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

初めに、辺野古の問題から質問をいたします。

地盤改良工事に伴う設計変更に向けた検討を進める技術検討会で防衛省がこれまでに配付した説明資料の中に二十カ所もの誤りがあったことがわかれました。一日の検討会で防衛省が明らかにしました。

防衛大臣に伺いますが、「一体どういう経緯でこんなことになつたんですか。」

○河野国務大臣 普天間飛行場代替施設建設事業について、沖縄防衛局において変更承認申請の提出に向けた検討を進めているところであり、これまで、技術検討会において、護岸等の設計、施工、維持管理を合理的なものとするため、技術的、専門的見地から客観的に助言などをいただいてまいりました。

この技術検討会の資料は、変更承認申請に向けた資料作成業務等を行なう契約において、この契約の受注者が沖縄防衛局から貸与されたデータをもとに整理、分析を行つて作成し、事務局である沖縄防衛局から技術検討会にお示ししているものであります。

今般、この技術検討会の資料作成を行つてゐる受注者が、これまでの技術検討会に提出した資料について改めて精査を行つたところ、受注者による資料作成の過程における誤りにより、技術検討会の資料の一部に修正が必要なものがあることが判明したものと承知しております。

具体的な修正内容としては、技術検討会の資料を作成を行つてゐる受注者が、資料作成の過程においてソフトウエアに誤つた数値を入力したことなどに資料に誤つた計算結果を掲載していたことなどにあります。

この修正につきまして、沖縄防衛局から、四月一日に開催した第六回技術検討会において、修正の一覧と正誤表をお示しし、丁寧に説明を申し上げたところ、委員からは、修正に係る御質問をいたしました上で、今回の修正はこれまでの技術検討

会における議論に影響はないとの御意見をいたしました。

○赤嶺委員 受注業者から間違いだたったという報告があつたというわけですが、そもそも技術検討会への配付資料というのは誰が作成しているんでですか。

○村岡政府参考人 お答えいたします。

沖縄防衛局が発注しております受注者の方が調製をしまして、沖縄防衛局が確認しているところでございます。

○赤嶺委員 技術検討会といふのは、設計変更の申請に当たり、防衛省が有識者から意見をもらうための場であるわけですね。なぜその資料が、防衛省ではなく、受注業者が作成をするんですか。

○村岡政府参考人 お答え申し上げます。

検討の中身につきまして非常に細かい計算等ございますので、そういう作業的な部分を受注者にお願いしまして、その最終的なアウトプットを取りまとめて検討会に諮つたというものでございます。

○赤嶺委員 ちょっと秋田のイメージ・アンショアをほうふつとさせるような、そういう発表だったと思うんですが、防衛省は、配付資料、防衛省が配付するわけですね、技術検討会には。その配付資料を確認しなかつたんですか。何でこれほど多くの誤りがあるのに気づかなかつたんですか。

○村岡政府参考人 お答え申し上げます。

今回の技術検討会の資料でございますけれども、受注者が自身が作成したものにつきまして、受注者がみずから精査をした中で判明したというところでございます。

今回の誤りの具体的な経緯を申し上げれば、技術検討会の資料は、変更承認申請に向けまして資料作成業務等を行なう契約におきまして、この契約の受注者が沖縄防衛局から貸与されたデータをもとに整理、分析を行つて作成しまして、事務局でございます。

この修正につきまして、沖縄防衛局から、四月一日に開催した第六回技術検討会において、修正の一覧と正誤表をお示しし、丁寧に説明を申し上げたところ、委員からは、修正に係る御質問をいたしました上で、今回の修正はこれまでの技術検討

この修正につきまして、沖縄防衛局から、四月一日に開催した第六回技術検討会において、修正の一覧と正誤表をお示しし、丁寧に説明を申し上げれば、技術検討会の資料は、変更承認申請に向けまして資料作成業務等を行なう契約におきまして、この契約の受注者が沖縄防衛局から貸与されたデータをもとに整理、分析を行つて作成しまして、事務局でございます。

私たちは素人でさえ指摘したような、工期を示す図表が二種類あつて、どのが正しいかという返事をされなかつた。それが今度の過ちの中に入つてゐる。やはり技術検討会といふのは極めてすきだつた。

大体、私たちが検討会を問題にするのは、これまでも検討会の委員が受注業者から寄附を受けていたことを問題にいたしました。受注業者が作成した資料を、そこから寄附を受け取る委員が審議

考えてございます。

をする、これではまともな審議は行われるはずがないと思います。設計変更に向けた検討は直ちにやめるべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、私も在日米軍の新型コロナウイルスの感染状況と対応について質問をいたします。

世界的な感染拡大のもとで、在日米軍においても感染の事例が相次いでいます。

外務大臣に基本的な点を幾つか確認したいと思いますが、在日米軍における新型コロナウイルス感染症への対応は、誰がどのような基準に基づいて決めているんですか。

○鈴木(量)政府参考人 事実関係ですので、私の方からお答え申し上げます。

在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、米国防省の定める指針に基づいて決めているんですか。

○鈴木(量)政府参考人 事実関係ですので、私の方からお答え申し上げます。

在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策のものと、日本政府の水際措置と整合的な形で在日米軍司令部が在日米軍の各部隊に対して指示を発出し、その上で各部隊においてそれぞれの地域の実情に合わせた対策がとられている、このように承知しております。

○赤嶺委員 今、整合的な措置をとっているといふことでしたが、確認したいんですけど、外國軍隊による感染症対策とはいえ、日本国内でとられる措置であるわけです。日本政府がとる対策と少なくとも同レベルの措置が在日米軍においてもしっかりと確保される必要があると思いますが、その点はどうのように認識しておられますか、外務大臣。

○茂木国務大臣 そのように認識をいたしております。

○赤嶺委員 そういうい、いわば在日米軍基地、日本の中にある基地ですからね、外国軍隊とはいえ。だから、在日米軍基地では多くの日本人従業員が働いております。米軍基地の外で居住する米軍関係者も増加しております。米軍関係者に感染

が確認されたときには、感染拡大を防止するため必要な情報が日米間で直ちに共有される必要があると思いますが、その点はいかがですか。

○茂木国務大臣 まず情報の共有であります。日米合同委員会合意に基づいて米側から適切に連絡を受けております。

その仕組みとしましては、在日米軍の各病院の責任者とその地域を所管する日本の保健所長との間で特定の感染症につき相互に通報すること、また、広範な防護措置が必要になつた場合には相互に緊密に協力し、必要な措置をとることとされておりまして、感染症が発見された場合には直ちに当局間で対応を協議をしていくところであります。

そして、接触等々の問題がありましたら、先ほど申し上げたように、日本がとつてている措置と同様のものがとられる必要がある、こういう観点から在日米軍、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、これまで日本側の水際対策措置にも先駆けて、移動制限等につきましても厳格な措置を実施していると承知をいたしております。

一つは、米国を含みますあらゆる国から入国情報に対する通報が明記されています。なぜ、今回の通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

○赤嶺委員 米軍も、当然、軍人や軍属や家族に広がるのを恐れて厳しい防疫体制はどると思いますよ。

沖縄県は、嘉手納基地で感染が確認された三月二十八日、政府に対して、感染が確認された米軍関係者の行動履歴、濃厚接触者の状況、県民との接触の有無などの情報を可能な限り公表し、迅速な情報提供を行つよう求めました。

これは、ちょうど私も県庁を訪問させていただいたときに、米軍から第一報はあつた、つまり米軍の医療機関から沖縄県の保健当局に第一報はあつた、しかし詳細が全くわからぬ、こういう訴えを直接お聞きしました。感染拡大の防止に必要な情報が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

日米合同委員会の合意では、在日米軍関係者の感染情報は米軍の病院などから日本側の保健所に通報する事が当局間で共有されないなどということは絶対にあってはならないと思います。

○赤嶺委員 今、北米局長は強弁しておられますけれども、それじや、ちょっと具体的に聞いていきます。

外務大臣に伺いますが、先ほどからの質問で出ていますように、在日米軍における直近の感染状況、これを御報告していただけます。

三月三十日、アメリカ国防省は米軍関係者の新型コロナウイルス感染症の感染状況の個別の事案の詳細について対外的に明らかにすることは、安全保障上、米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、感染者の総数のみを公表することとなりますが、その際は、米側はこの指針も新型コロナウイルス感染症の感染状況の個別の事案の詳細について対外的に明らかにすることは、安全保障上、米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、感染者の総数のみを公表することとなりますが、その際は、米側はこの指針も

この全世界的な統一の指針を公表いたしました。よつて、在日米軍の関係者の感染に関する情報につきましては、日米間で調整の上、公表されることとなります。この全世界的な統一の指針を公表いたしました。

○鈴木(量)政府参考人 お答え申し上げます。

三月二十八日に在沖縄米軍の軍人が新型コロナウイルス感染症に感染したことが公表されたことを受けまして、同日、沖縄県から外務省沖縄事務所に対して迅速な情報提供などの要請がございました。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも御説明しておりますとおり、公衆衛生上の観点から、日米合同委員会に基づきまして、米軍施設・区域内の医療機関と地元の日本側の保健所との間で、感染者の行動履歴の追跡等を含めて、必要な情報提供は緊密にやらせていただいております。感染拡大防止等のために緊密に連携していくということも確認しております。

○赤嶺委員 つまり、もうアメリカが合意しなければ公表されないわけですね。

ところが、在日米軍基地で感染の状況について、防衛大臣は、河野大臣は三十一日の記者会見で、防衛大臣は、河野大臣は三十一日の記者会見で、基地ごとの感染状況を明らかにしておられました。何で外務省は明らかにできないんですか、外務大臣。

○鈴木(量)政府参考人 繰り返しになりますが、三十日に国防省が、個別の事案について詳細を明らかにすることは、安全保障上、米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、感染者の総数のみを公表するとの全世

界的な統一の指針を公表しております。日米間で情報を開示することになるということございます。

○赤領委員 日本における感染症対策は、それが米軍基地であれ、日本政府がやはり責任を持ってやらなければいけないと思います。今の、国防省の指針が出たから明らかにできない、明らかにするためにはアメリカの同意が必要だといったら、まさに先ほどから言わわれているように、ブラックボックスになるわけですね。

今後感染者数は公表しないという国防省の態度、基地ごとの感染者の発生状況というのは、日本人従業員や住民の安全にかかわる基本的な情報です。これは明らかにするよう求めるべきではありませんか、外務大臣。

○茂木国務大臣 よくお聞きいただきたいと思うんですが、米側からは情報提供はしっかりと受けます。それと、その情報を公開するかという問題でありまして、しっかりと情報を共有した上で、公衆衛生上必要な措置をとるに当たって、問題ない対応をしていきたいと思います。

○赤領委員 外務大臣 よくお聞きいただきたいんですけれども、二十八日に嘉手納基地で起きたときに、公衆衛生上必要な情報はなかったんですよ。それで沖縄県は、もっと詳細な、そういう公衆衛生上必要な情報を求めたんですよ。外務省や防衛省にも。それで、しばらくしてから、それが出たんですよ。必要な情報は出ていますという。今は、感染症との闘いは一刻も争う闘いでよう。一刻も争うような、そういう公衆衛生の体制を知らないでいいのかと。

これはちょっとと厚労省にも聞きたいんですが、厚労省が毎日公表している全国の感染者数、これの中に在日米軍関係者は含まれておりません。日本国内であるにもかかわらず、基地の中はどういう状況になっているか、住民には全くわからないという状況になりかねません。在日米軍関係者の感染者数もきちんと把握し公表すべきだと思いま

すが、いかがですか。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

在日米軍関係者の感染につきましては、個別事案の詳細につきましては、日米間で調整の上公表されます。

○赤領委員 日米間で調整ということは、厚生労働省ともいたしましてはお答えすることを控えたいと思っております。

○赤領委員 日米間で調整ということは、アメリカが嫌だと言う限り、絶対に公表しないんです。それで日本国民を感染症から守ることができるとですか。

これは外務大臣に伺いますが、これまでに基地の中で確認された感染者の中に、米軍基地の外に居住する人はありますか。

○鈴木(量)政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来、国防省の指針との関係でいろいろと御質問ございますけれども、アメリカの国防省が当該指針を発表した後におきましても、日米間で、米軍の医療機関、それと保健所の間で必要な情報共有をしっかりとやっていくことは確認しておりますし、そういうことをちゃんとやることについて、公衆衛生上必要な措置をとるということについて、問題ないということは確認しております。

○西銘委員長 次に、内閣提出、防衛省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○西銘委員長 外務大臣は御退席いただいて結構趣旨の説明を聴取いたします。河野防衛大臣。

午後四時五十三分散会

防衛省設置法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○河野国務大臣 ただいま議題となりました防衛省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、宇宙領域やサイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編や拡充を始める防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を改めるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

宇宙空間の安定的な利用の確保のための宇宙領域に係る体制の強化や警戒監視体制の強化のために、航空自衛隊に部隊を新編することなどに伴い、航空自衛隊の自衛官の定数を二十名増加させ、サイバー領域に係る体制の強化のため、共同の部隊に所属する自衛官の定数を六十八名増加させるほか、これらの体制強化に伴うものなど我が国の防衛力の実効性確保のため、統合幕僚監部に所属する自衛官の定数を六人増加させ、情報本部に所属する自衛官の定数を十四人増加させ、内部部局に所属する自衛官の定数を一人増加させるも

のあります。これに伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を八十二人削減し、海上自衛隊の自衛官の定数を二十七人削減するものであります。なお、自衛官の定数の総計に変更はありません。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

○西銘委員長 時間です。

○赤領委員 在日米軍基地もきちんと公表することは、これで日本国民を感染症から守ることができます。

○西銘委員長 時間です。

○赤領委員 在日米軍基地もきちんと公表することを強く求め、質問を終わりたいと思います。

○西銘委員長 時間です。

○西銘委員長 時間です。

○西銘委員長 次に、内閣提出、防衛省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○西銘委員長 外務大臣は御退席いただいた結構趣旨の説明を聴取いたします。河野防衛大臣。

午後四時五十三分散会

防衛省設置法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○西銘委員長 次に、内閣提出、防衛省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、宇宙領域やサイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編や拡充を始めとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を改めるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

宇宙空間の安定的な利用の確保のための宇宙領域に係る体制の強化や警戒監視体制の強化のために、航空自衛隊に部隊を新編することなどに伴い、航空自衛隊の自衛官の定数を二十名増加させ、サイバー領域に係る体制の強化のため、共同の部隊に所属する自衛官の定数を六十八名増加させるほか、これらの体制強化に伴うものなど我が国の防衛力の実効性確保のため、統合幕僚監部に所属する自衛官の定数を六人増加させ、情報本部に所属する自衛官の定数を十四人増加させ、内部部局に所属する自衛官の定数を一人増加させるも



第一類第十二号

安全保障委員会議録第三号

令和二年四月三日

令和二年四月二十三日印刷

令和二年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

A